

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

土地改良区の解散(農村整備課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

都市計画の変更に係る案の縦覧(三件)(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第六百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------|----------------|------------|
| 国立療養所 西鳥取病院 | 鳥取市三津八七六 | 昭和六十二年七月一日 |
| 鳥取市立病院 | 鳥取市幸町七一 | 〃 |
| 医療法人仁厚会 倉吉病院 | 倉吉市山根四三 | 〃 |
| 国立療養所 鳥取病院 | 岩美郡国府町新通り三一三〇一 | 〃 |
| 鳥取県 郡家保健所 | 八頭郡郡家町大字郡家四〇 | 〃 |
| 国民健康保険 智頭病院 | 八頭郡智頭町大字智頭一八七五 | 〃 |
| 太田原医院 | 五高郡気高町大字宝木八二七一 | 〃 |
| 国立三朝温泉病 院 | 東伯郡三朝町大字山田六九〇 | 〃 |
| 岡山大学医学部 附属病院 三朝分院 | 東伯郡三朝町大字山田八二七 | 〃 |

| | | |
|------------------------|------------------------|-------------|
| 佐々木医院 | 西伯郡中山町田中六四六一 | " |
| 鳥取県 根雨保健所 | 日野郡日野町根雨七一― | " |
| 株式会社太陽堂 薬局 上井営業所 | 倉吉市上井町一丁目八一七 | " |
| オサキ薬局 | 八頭郡用瀬町大字用瀬四七一― 一八 | " |
| 大嶋歯科医院 | 鳥取市杉崎字土手の内五九九― | 昭和六十二年七月二日 |
| 池淵医院 | 境港市栄町八八 | 昭和六十二年七月十二日 |
| 中村歯科医院 | 倉吉市東岩倉町二二五五 | 昭和六十二年七月二日 |
| 上賀茂診療所 | 八頭郡家町大字稲荷字塚ヶ鼻 二一―一二 | 昭和六十二年七月十日 |
| 富谷歯科医院 | 倉吉市河原町一九〇四 | 昭和六十二年七月一日 |
| 有限会社 加藤調剤薬局 | 倉吉市山根字上大日五三一―四 | " |

鳥取県告示第六百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基つぎ、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|--------|-----------|--------------|
| 由比濱 美和 | 鳥薬第六三二号 | 昭和六十二年六月十九日 |
| 岩田 かおり | 鳥薬第六三三号 | " |
| 細井 郁子 | 鳥薬第六三四号 | " |
| 土井 哲也 | 鳥医第三、五七九号 | 昭和六十二年六月二十二日 |
| 友国 晃 | 鳥医第三、五八〇号 | " |
| 野口 法保 | 鳥医第三、五八一号 | " |
| 広兼 祐二 | 鳥医第三、五八二号 | " |
| 宮崎 聡 | 鳥医第三、五八三号 | " |
| 信谷 明宏 | 鳥医第三、五八四号 | " |
| 宇都宮 克也 | 鳥医第三、五八五号 | " |
| 西江 浩 | 鳥医第三、五八六号 | " |
| 森脇 誠司 | 鳥医第三、五八七号 | " |
| 山口 由美 | 鳥医第三、五八八号 | " |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 福本潤二 | 山本和成 | 尾崎紀之 | 左野和彦 | 岸本昌宏 | 松嶋永治 | 岡田昭嗣 | 山家仁 | 加藤照美 | 森脇裕平 | 高橋千寛 | 兵藤透 | 三原聡 | 松岡等 | 山代寛 | 豊田暢彦 |
| 鳥齒第五一六号 | 鳥齒第五一五号 | 鳥齒第五一四号 | 鳥医第三、六〇一号 | 鳥医第三、六〇〇号 | 鳥医第三、五九九号 | 鳥医第三、五九八号 | 鳥医第三、五九七号 | 鳥医第三、五九六号 | 鳥医第三、五九五号 | 鳥医第三、五九四号 | 鳥医第三、五九三号 | 鳥医第三、五九二号 | 鳥医第三、五九一号 | 鳥医第三、五九〇号 | 鳥医第三、五八九号 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |

| | | |
|------|---------|---|
| 福岡昌子 | 鳥齒第五一七号 | " |
| 安藤修二 | 鳥齒第五一八号 | " |

鳥取県告示第六百三十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 石田内科・循環器科医院 | 米子市夜見町一七五八一 | 昭和六十二年七月八日 |
|-------------|-------------|------------|

鳥取県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、栗谷箭浜土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年七月三十一日から二週間鳥取県土木部道
路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 変 更 前 | 変 更 後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------|---|---|-----------------|--------------|
| 鷲峰気高線 | 気高郡鹿野町大字小別所字船岩 三三九一―一地从前同郡気高町 大字山宮字笹尾前四六五―六地 先まで | 気高郡鹿野町大字小別所字船岩 三三九一―一地从前同郡気高町 大字山宮字笹尾前四六五―六地 先まで | 四・六〇 三・〇 | 四〇七七・〇 |
| | 気高郡鹿野町大字小別所字堂ノ 後口一七九―三地从前同郡気 高町大字山宮字森下五〇一―一 一地从前まで | 気高郡鹿野町大字小別所字堂ノ 後口一七九―三地从前同郡気 高町大字山宮字森下五〇一―一 一地从前まで | 四・六〇 三・〇 | 三八六一・〇 |

鳥取県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年七月三十一日から二週間鳥取県土木部道
路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|--|--------------|
| 鷲峰気高線 | 気高郡鹿野町大字小別所字船岩 三三九一―一地从前同郡気高町 大字殿字越前一五二―二地从前まで 気高郡気高町大字山宮字三五三 七七―四地从前同郡大字字笹尾 前四六五―六地先まで | 昭和六十二年七月二十八日 |

鳥取県告示第六百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意
見書を提出することができる。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字相笠、字隈脇、字上菖蒲田、字下菖蒲田及び字横縄手

市街化調整区域

変更する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字隈脇、字上菖蒲田及び字横縄手

削除する部分

鳥取市北村字相笠及び字下菖蒲田

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和六十二年七月三十一日から同年八月十四日まで

鳥取県告示第六百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見を提出することができる。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

工業専用地域

追加する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字相笠、字隈脇、字上菖蒲田、字下菖蒲田及び字横縄手

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和六十二年七月三十一日から同年八月十四日まで

鳥取県告示第六百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十二年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・四・九号日吉津陰田線

二 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分

米子市祇園町二丁目及び陰田町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市加茂町一丁目 米子市役所

四 縦覧期間

昭和六十二年七月三十一日から同年八月十四日まで